

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

遠賀町長 古野 修

市町村名 (市町村コード)	遠賀町 (384)
地域名	尾崎地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進み、後継者不足が課題である。そのため、畑地や基盤整備していない農地の管理が困難となっている。
天神地区では、過去の砂取り事業の影響で農地の状態が非常に悪く、不在地主も増えているため耕作放棄地が増加しており、現状の中心経営体の負担が過大になりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田は、集落営法人を中心に現状の管理体制を維持していくとともに、集約化を進めていく。基盤整備地内においては、水稻・麦等の生産を行う。野菜については、キャベツの大規模型栽培や、しそ等の少量多品目型の栽培を継続して行う。また、条件不利畑地については、保全管理を主体に行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域内農用地の田(一部条件不利農地を除く)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の基盤整備が進むなど利用しやすい環境が整っており、また、集落営法人による農地の集約も行われていることから、圃場整備地区を中心に集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備を行っていない農地について、大規模な基盤整備ではなく、老朽化したパイプラインの改修等の整備を行い、管理しやすいほ場の整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農協と集落営法人で連携し、地区の農業の推進をはかっていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ・カモ等被害防止のための設備の設置
- ②減農薬・減肥料米の作付けを継続して行う
- ③農作業の効率化のためスマート農業機械を導入
- ⑦土地条件の良好でない農地の保安全管理については、管理料を地権者から徴収する
- ⑧農業用倉庫の拡張や用水パイプラインの維持管理など